

3 / 15

申告期限

所得税及び復興特別所得税の 確定申告 町・道民税の申告

所得税及び復興特別所得税の還付申告の相談

下記の日程で還付申告の相談を行います。給与や年金から所得税等が源泉徴収されている方は申告により還付されることがあります。

医療費控除などの各種控除のある方は、必要書類などを用意し会場にお越しください。

会場	期間（土曜・日曜・祝日を除く）	受付時間
苫小牧市労働福祉センター （苫小牧市末広町1丁目15番7号）	2月16日（火）～3月15日（月）	9：00～16：00
・日高町役場 税務課 ・日高総合支所 地域住民課	1月18日（月）～3月15日（月）	

所得税及び復興特別所得税の確定申告相談、町・道民税の申告受付

下記の日程で申告の相談・受付を行いますので、必要書類などを用意し会場にお越しください。

会場	期間（土曜・日曜・祝日を除く）	受付時間
富川公会堂	2月16日（火）～2月26日（金）	9：00～16：00
日高町役場 厚賀出張所	3月3日（水）～3月5日（金）	
日高町役場本庁 大会議室	2月16日（火）～3月15日（月）	
日高総合支所		

○事業所得等により申告が必要な方で町が把握している場合は、別途日程をご案内します。

○町・道民税の申告は、「所得税等の確定申告」を行った方や職場で年末調整をされた給与収入のみの方は不要です。

●青色申告の方、譲渡所得（株式・土地・家屋等）のある方

青色申告の方及び譲渡所得（株式・土地・家屋等）のある方、その他特殊な申告につきましては、直接下記の申告会場にて受付いただくか、苫小牧税務署へ申告書を提出してください。

申告会場：苫小牧市労働福祉センター（苫小牧市末広町1丁目15番7号）

申告期間中の混雑緩和にご協力ください

例年、申告会場は大変混み合い、長時間お待ちいただく場合があります。新型コロナウイルス感染症対策のため、インターネット環境のある方は、電子申告や郵送での提出にご協力ください。また、還付申告の対象の方については、1月18日（月）から申告相談を受付けていますので、混雑緩和へのご協力をお願いします。



（次ページへ続く）

※申告会場へお越しになるみなさまへ

新型コロナウイルス感染症対策のため、会場へお越しの際はマスクの着用をお願いします。
また、出入り口にアルコール消毒薬を設置していますので、手指消毒の実施にご協力ください。
発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためて来場していただくようお願いします。

■申告の際に必要なもの

①	印鑑	⑦	【医療費控除を受ける方】 医療費控除の明細書など ※下記「申告の注意事項」をご確認ください
②	本人名義の口座番号のわかるもの		
③	本人確認（番号及び身元確認）書類 ・マイナンバーカード または	⑧	【障害者控除を受ける方】 障害者手帳など障害の程度わかるもの
	・通知カード及び運転免許証など	⑨	【寄付金控除を受ける方】 寄付金受領証明書など
④	給与・公的年金の源泉徴収票（原本）	⑩	【新たに住宅借入金等特別控除を受ける方】 ・建物や土地の登記事項証明書 ・取得価格のわかる契約書(写し) ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など
⑤	国民年金・国民健康保険税等の 支払証明書または領収書		
⑥	生命保険料・地震保険料等の控除証明書		

○「確定申告のお知らせ」はがき（または封書）が、送付されている方はお持ちください。

※役場の申告会場で確定申告書を提出された場合などは、税務署より確定申告書用紙に代わり、「確定申告のお知らせ」はがきが送付されています。
確定申告書用紙等が必要な方は役場税務課までご連絡ください。

重要

確定申告のお知らせ

※ 確定申告書用紙の送付に代えて、このお知らせをお送りしています。

100-0013
千代田区霞が関
3丁目1-1

国税 太郎 様

※ 確定申告に関する重要なお知らせです。必ずご本人様にご確認ください。

カスタマーコード

確定申告書の受付期間及び納期等	
申告書の受付期間	納期（振替納税利用の場合）
所得税及び復興特別所得税	
消費税及び地方消費税	

〒100-0013 千代田区九段南
1丁目1番15号
九段第2合同庁舎

電話 03-3221-6011

J H 1 000000001

このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用の方は利用できません。

確定申告書の作成に必要な情報

電子申告（e-Tax）に関する事項

○ 利用者識別番号
1234 1234 1234 1234

○ ダイレクト納付 利用あり
※ 利用金融機関については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。

所得税及び復興特別所得税に関する事項

○ 申告の種類 青色

○ 予定納税額（合計） 9,999,999,999円

○ 振替納税利用 国税銀行 財務支店

消費税及び地方消費税に関する事項

○ 簡易課税制度選択届出書の提出状況 提出あり

○ 課税事業者選択届出書の提出状況

○ 課税期間特例選択届出書の提出状況

○ 中間納付税額（合計） 9,999,999,999円

○ 中間納付課税割額（合計） 9,999,999,999円

○ 振替納税利用 国税銀行 財務支店

※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、標準税率（勤労者）が標準売上高が、000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。

※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合は平成29年分に適用がないと見込まれる場合に、「-」を表示しています。

※ 1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額が確定している方は、中間納付税額及び中間納付課税割額が表示されません。

※ 届出書の申告内容と実際の納税額及び地方消費税額を合計し、申告書「30」欄及び「21」欄に反映してください。

■申告の注意事項

○医療費控除について

医療費控除の申告をする場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。申告の際には事前に医療を受けた人、病院等ごとに計算し、明細書を作成してください。（医療費の領収書は添付不要です。）
また、「医療費通知」（医療費のお知らせなど）を添付することで、「医療費控除の明細書」への記入が省略できます。

○確定申告期における所得税納税証明書等の交付について

確定申告書を提出後、税務署において所得税納税証明書等を交付請求された場合、申告書の処理状況によっては即日交付できない場合があります。早急に納税証明書が必要な方は、確定申告書の提出と同時に納税証明書の交付請求をされるようお願いします。

（次ページへ続く）